

■電気需給に関する重要事項説明書

電気事業法および特定商取引法第4条または第18条に基づき本書面を交付いたします。

電力供給サービスの詳細は「電力需給約款」に定めています。当社ホームページ（<http://www.csggas.co.jp/denki/>）よりご確認ください。

1 小売電気事業者

セントラル石油瓦斯株式会社（登録番号 A0032）
代表取締役社長 太田 晃
東京都中央区日本橋二丁目3番4号

2 小売事業者の電話番号及びメールアドレス

- ・申込書（表面）右下に記載の連絡先
- ・csg-denryoku@csggas.co.jp

3 お問い合わせおよび苦情の受付時間

休日、祝祭日および年末年始を除く日 9:00～17:30

4 需給の申込方法

「電気需給契約申込書」をご提出いただきます。

5 電力供給の開始予定日

電力供給の開始予定日は原則として以下の通りとなります。

- ・契約の切替の場合：お申込みをいただいた日以降の次回検針日またはその次の検針日
- ・新規入居の場合：お客様のご希望の日

6 電気料金および算出方法

- ・電気料金は表1の「基本料金」に表2の「電力量料金」を加え「燃料調整額」を加減して得られた金額に「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を加えた金額となります。
- ・電気料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。なお、基本料金は、所定の条件に該当する場合は、日割計算により算出いたします。

表1

| | |
|------|--------------------------------|
| 基本料金 | 10Aまたは1KVAにつき286円（税込）を乗じて得られた額 |
|------|--------------------------------|

表2

| 電力量料金 | | 単位 | 単価（税込） |
|-------|-------------------|------|--------|
| 第1段階 | 120kwhまで | 1kwh | 19.88円 |
| 第2段階 | 120kwhを超え300kwhまで | | 26.48円 |
| 第3段階 | 300kwhを超えたもの | | 30.57円 |

7 工事に関する費用負担

- ・計量器および電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けられます。但し、特に多額の費用を要する場合にはお客様所有とし、お客様の負担で取り付けいただくことがあります。
- ・電力需給の開始または需給契約の変更に伴い、一般送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者からの工事費の負担を求められた場合は、その実費を工事負担金としてお客さまから申し受けます。

8 供給電圧および周波数

供給電圧：100Vまたは200V 周波数：50Hz

9 使用量の計量および算定方法

東京電力パワーグリッド株式会社が設置する電力量計によります。

算定方法は、供給地点における30分毎に計量される電力量を算定期間において合計した値により算定いたします。

10 お支払方法

原則として、口座振替またはクレジットカードによりお支払いいただきます。

11 託送供給等約款に定められた小売供給の相手方の責任に関する事項

次の場合は、供給を停止する場合があります。

- ・お客様の責めにより電気供給における保安上の危険がある場合
- ・電気工作物の改変により不正使用した場合、または契約負荷設備以外の設備で電気を使用した場合
- ・託送供給約款に定める業務の遂行を正当な理由なく拒否または妨害した場合

12 契約期間および更新に関する事項

契約期間は、ご契約開始日から最初の3月31日までとし、それ以降は1年ごとに自動で更新いたします。なお、契約期間満了日の15日前までに終了または変更の申し出がない場合は、満了日の翌日から1年間継続いたします。

13 その他

- ・お客様が現在ご契約の小売電気事業者との契約を解除する際には、次のような不利益が生じることがあります。
 - ① 契約解除に伴って違約金等の支払いが必要となる場合があります。
 - ② ポイント等が失効する場合があります。
- ・一般送配電事業者が託送供給約款を改定する等により、電気料金、特別割引単価等およびその他「電気需給約款」の条項を改定することがあります。その場合には当社ホームページ、電子メール等によりご通知いたします。

■個人情報の取り扱いに関する重要事項説明書

- (1) 電気需給により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。）につきましては、お客様の本人確認、与信管理、電気需給およびこれに付随するサービス向上に寄与するための情報提供、これらサービスの提供、工事、保守ならびに障害対応業務等、料金の計算および請求、これらに関するお客様への連絡、その他電気需給約款に基づく契約内容の実施に必要な範囲内で利用いたします。なお、お客様との電気需給に係る契約が終了した後においても、上記の利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあります。
- (2) 電気需給により知り得た個人情報につきましては、「個人情報の保護に関する法律」および関連法令、弊社「お客様個人情報保護に関する方針」および経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」にもとづき、弊社が業務を委託する他の事業者または第三者に提供することがあります。

■反社会的勢力の排除について

- (1) お客様は、当社に対し、加入契約時に次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。
 - イ 暴力団及びその構成員若しくは準構成員
 - ロ 暴力団関係企業及びその役員若しくは従業員
 - ハ 社会運動を標榜して不当な利益・行為を要求する団体及びその構成員
 - ニ その他前各号に準ずる者、反社会的勢力の構成員若しくはこれらの関係者等
- (2) 加入契約後、お客様が前項イからニに定める事項のいずれかに該当することが判明した場合、当社は、なんら催告することなく需給契約を解除することができるものとし、需給契約の解除によるお客様の損害を賠償する責を負いません。

■クーリング・オフに関するお知らせ

お客様は、当社からの訪問販売及び電話勧誘販売で契約された場合、または当社の営業所以外で契約された場合、以下のとおりクーリング・オフによる本契約の撤回を行なうことが可能です。

- ① お客様は電気需給契約書を受領した日を含め8日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）により本契約の撤回を行なうことが出来ます。
- ② ①に関わらず、お客様は、当社または当社代理店が本契約の撤回に関する事項につき、不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または当社または当社代理店が威迫したことにより困惑し、これらによって本契約の撤回を行なわなかった場合は、当社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面を交付し、お客様が受領した日を含め8日を経過するまでは、書面または電磁的記録により、本契約の撤回を行なうことが出来ます。
- ③ クーリング・オフの行使方法：必要事項をご記入のうえ、郵送、FAX、電子メール等で発信してください。
 - 1.ご契約者名 2.ご契約者住所 3.ご契約者電話番号 4.営業所名 5.営業所住所 6.営業所電話番号 7.商品名
- ④ ①または②の本契約の撤回は、お客様が本契約の撤回に関する書面または電磁的記録による通知を発信したとき(郵便消印日付など)からその効力が生じます。
- ⑤ ①または②の本契約の撤回がなされた場合、当社はお客様に対し、本契約の撤回に伴う損害賠償または違約金の支払いを請求することはありません。
- ⑥ 電気を消費して得た利益に相当する金銭の支払い義務はありません。また、すでに料金の一部を支払っている場合は、速やかにその金額を返還いたします。ただし、次のような場合はクーリング・オフの権利行使は出来ません。
 - (i) お客様が本契約の目的物を営業用に利用する場合。
 - (ii) 商品代金が3,000円未満の場合。

※電磁的記録によるクーリング・オフについて

- ホームページ <https://www.csoggas.co.jp/form/>
- 電子メール csog@csoggas.co.jp